

= はじめに =

このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

= 目次 =

1. 重大事故・事件情報 = 8件 (4月8日～4月14日分)
  - (1) 乗合バスがスクーターと衝突した事故
  - (2) タクシーが乗用車と衝突した事故
  - (3) タクシーの運転者が殺された事件
  - (4) タクシーが原動機付自転車と衝突した事故
  - (5) タクシー運転者の酒気帯び運転
  - (6) タクシーが歩行者を撥ねた事故
  - (7) タンクローリーがトラックと衝突し、軽油が漏れた事故
  - (8) 自家用有償バスが田んぼに転落した事故
2. アルコール検知器使用の義務化を5月1日から実施します。(再周知)
3. 安全対策に対する国の補助制度(平成23年度)を発表しました。(再周知)

【1. 重大事故・事件情報 = 8件】(4月8日～4月14日分)

(1) 乗合バスがスクーターと衝突した事故

4月12日午後5時20分頃、東京都において、乗合バスが運行中、前方の信号が赤だったことから前走車に続き停車しようと、減速していたところ、後続のスクーターが当該バスの右側後部に衝突した。

この事故により、当該スクーターの運転者が死亡した。当該バスの乗客及び運転者に負傷はなし。

当該スクーターは、事故の直前に、前方の渋滞中の車列を追い越すため、対向車線を走行した後、当該バスに衝突した模様。

(2) タクシーが乗用車と衝突した事故

4月2日午後10時頃、三重県の信号のない三叉路交差点において、タクシーが乗客1名を乗せて運行中、右側前方の道路から交差点に進入してきた乗用車と正面衝突した。

この事故により、当該タクシーの乗客が、頭部打撲、頸椎捻挫、右下肢切創及び右膝半月板骨折の重傷、運転者が頭部打撲及び頸椎捻挫の軽傷を負った。

事故当時、当該乗用車(車検切れ、無保険)は、スピードの出し過ぎのため

三叉路交差点で左折する際に対向車線にはみ出した模様。

なお、当該タクシーの運転者は、事故当時シートベルトを装着していたが、乗客はシートベルト未装着であった。

### ( 3 ) タクシーの運転者が殺された事件

4月6日午前7時15分頃、熊本県において、血痕のついた携帯電話が落ちてしていると110番があり警察が調べたところ、タクシー運転者の電話と判明した。

当該運転者は、帰庫時間になっても帰庫せず、事業者が連絡してもとれなかったため、警察が緊急配備をして行方を捜していたところ、6日午後1時20分頃、当該運転者が乗っていたタクシーが発見され、トランクの中から当該運転者が遺体で見つかった。

また、当該タクシーからは売上金約2万円が奪われていた模様。

その後、現場周辺の聞き込みにより捜査線に浮上した県内の住所不定、無職の男(30才)から任意で事情を聴き、容疑が固まったとして、県警は11日深夜、強盗殺人の疑いで逮捕した。

なお、容疑者は容疑を大筋で認めているが、「最初から殺すつもりではなかった。当該運転者と面識はなかった」などと供述している模様。

### ( 4 ) タクシーが原動機付自転車と衝突した事故

4月7日午後8時55分頃、神奈川県において、タクシーが乗客1名を乗せて運行中、青信号に従い交差点に進入したところ、右側から走行してきた原動機付自転車と衝突した。

この事故により、当該原動機付自転車の運転者が死亡した。タクシーの乗客及び運転者に負傷はなし。

### ( 5 ) タクシー運転者の酒気帯び運転

4月8日午後3時30分頃、沖縄県において、タクシーが蛇行運転をしているとの通報を受けた警察官が、当該タクシーの運転者に事情を聞いたところ、この運転者から酒の臭いがしたため、アルコール検知器を用いて検査したところ、この運転者の呼気から、基準値の約3倍のアルコールが検出された。

このため、当該運転者は道路交通法違反(酒気帯び運転)の疑いで逮捕された。

なお、事業者によると、当該タクシーの運転者の乗務前点呼時に、アルコール検知器を使用して酒気帯びの有無を確認した際には酒気帯びはなかったが、当該タクシーの運転者は、出庫後の昼食時において飲酒した模様。

### ( 6 ) タクシーが歩行者を撥ねた事故

4月13日午前2時5分頃、大阪府において、タクシーが空車にて走行中、道路を左から横断中の歩行者を対向車線で撥ねた。

この事故により、撥ねられた歩行者は死亡した。

当該事故現場は、片側2車線の直線道路で、横断歩道はなかった。

当該タクシーには、ドライブレコーダが装着されており、その映像から、事故当時、第一車線において、当該タクシーが、前方を走行していた別会社のタクシーを追い越すため第二車線に車線変更しようとしたところ、当該前方のタクシーがさらに前方の車両を追い越すため当該タクシーの前方に車線変更して来たことから、当該タクシーは、さらに当該前方のタクシーを追い越そうとして、対向車線に出ていることが確認された模様。

#### (7) タンクローリーがトラックと衝突し、軽油が漏れた事故

4月8日午後1時10分頃、北海道において、タンクローリー（タンクセミトレーラをけん引したトラクタ）が、対向してきた大型トラックと衝突したことにより、当該タンクローリーに積載されていた軽油15300リットルのうち約3100リットルが漏れ、道路路肩の排水溝から湖へ流入した。

この事故により、当該大型トラックの運転者が意識不明の重体、当該タンクローリーの運転者が頭などを打ち軽傷を負った。

当該事故現場は、片側一車線の見通しの良い直線道路で、事故当時、当該大型トラックは、下取りのため自動車ディーラーの従業員による回送運行中で、対向車線にはみ出して走行していた模様。

湖に流入した軽油は、オイルフェンス、吸着マット、中和剤により処理が行われた模様。

#### (8) 自家用有償バスが田んぼに転落した事故

4月13日午後2時10分頃、島根県において、自家用有償バスが運行中、運行経路を誤った（右折すべきところを直進）ため、空き地で方向転換すべく後退したところ、バスの車体後部が田んぼに約1.5m転落した。

事故当時、当該バスには乗客はおらず、負傷者はなし。

当該バスの運転者に怪我はないが、転落の際のショックで事故時の記憶がないと証言している模様。

### 【2. アルコール検知器使用の義務化を5月1日から実施します。(再周知)】

東北地方太平洋沖地震によるアルコール検知器の生産・出荷への影響を踏まえ、自動車運送事業者の点呼における運転者の酒気帯びの確認のためのアルコール検知器使用の義務化の実施時期を4月1日から**5月1日**に延期するための省令等の改正を行いましたのでお知らせします。

事業用自動車の運転者の飲酒運転を根絶するため、旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の改正等により、本年4月1日から、自動車運送事業者の点呼において運転者の酒気帯びの有無の確認を行う際に、

アルコール検知器を使用することを義務化することを予定していたところ、3月11日に発生しました東北地方太平洋沖地震の影響により、アルコール検知器製造・販売事業者におけるアルコール検知器の生産・出荷に一部遅れが生じていることが確認されました。

これを踏まえ、義務化の実施時期を4月1日から5月1日に延期しました。

なお、アルコール検知器義務化の詳細については、下記URL をご覧ください。  
( [http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02\\_hh\\_000038.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000038.html) )

#### 対象となる事業者

一般旅客自動車運送事業者  
特定旅客自動車運送事業者  
一般貨物自動車運送事業者  
特定貨物自動車運送事業者  
貨物軽自動車運送事業者  
特定第二種貨物利用運送事業者

### 【3．自動車運送事業者における事故防止対策の支援のための補助制度（平成23年度）の内容を発表しました（再周知）】

3月31日、国土交通省は、自動車運送事業における事故防止対策の支援のための補助制度の内容を発表しました。

自動車運送事業者における交通事故防止の取り組みを支援するため、衝突被害軽減ブレーキ等の導入、運行管理の高度化及び社内安全教育の実施に対して、国から補助金を交付するというものです。

概要は次のとおりです。

#### 1．実施する補助事業

##### (1) 先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援

以下に掲げる機器の取得に係る経費に対し補助を行います。

被害軽減ブレーキ  
ふらつき注意喚起装置  
車線逸脱警報装置  
車線維持支援制御装置  
車両横滑り時制御力・駆動力制御装置

##### (2) 運行管理の高度化に対する支援

以下に掲げる機器の取得に係る経費に対し補助を行います。

デジタル式運行記録計  
映像記録型ドライブレコーダ

##### (3) 社内安全教育の実施に対する支援

自動車運送事業者が事故防止のための社内安全教育を実施する際に外部専門家によるコンサルティングを利用する場合に対して補助を行います。

## 2. 補助制度の内容

補助対象事業者、補助対象機器、申請方法等、補助制度の内容につきましては、下記のとおりです。

- (1) 先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援：国土交通省のホームページの以下のページに内容が掲載されております。  
( [http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/01asv/esc\\_23.html](http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/01asv/esc_23.html) )
- (2) 運行管理の高度化に対する支援：国土交通省のホームページの以下のページに内容が掲載されております。  
( [http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_fr2\\_000009.html](http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr2_000009.html) )
- (3) 社内安全教育の実施に対する支援：国土交通省のホームページの以下のページに内容が掲載されております。  
( [http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_fr2\\_000010.html](http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr2_000010.html) )

## 3. 補助制度の交付申請受付期間

交付申請受付期間につきましては、下記のとおりです。

- (1) 先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援：  
平成23年4月1日～平成24年1月31日
- (2) 運行管理の高度化に対する支援：  
平成23年5月9日～平成23年5月20日
- (3) 社内安全教育の実施に対する支援：  
平成23年5月23日～平成23年7月1日

### 【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】

発行 国土交通省自動車交通局安全政策課

\*このメルマガについてのご意見は、< [jiko-antai@mlit.go.jp](mailto:jiko-antai@mlit.go.jp) >までお寄せください。

よくある質問（配信登録の解除方法等）

( <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html> )

### 【参考】

\* 自動車交通局ホームページ

( <http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html> )

\* 自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことはありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

- ・ホームページ受付 ( [www.mlit.go.jp/RJ/](http://www.mlit.go.jp/RJ/) )
- ・フリーダイヤル受付 0120-744-960  
( 平日9:30~12:00 13:00~17:30 )
- ・自動音声受付 03-3580-4434 ( 年中無休・24時間 )

**\* 自動車のリコール等の通知等があったときは！**

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。